別表第二の二を次のように改める。

別表第２の２（第６条関係）

第７条第４号に規定する事項

第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度分

（単位　円）

	原価			備考
		うち設備管理部門原価	うち設備利用部門原価	
施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務の提供に係る原価（アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るものであって、第一種適格電気通信事業者が自ら利用者料金を設定している電気通信役務に対応する部分に係るものに限る。）				